

○産学官ダイバーシティ推進協議会第三者評価委員会規約

(平成 30 年 2 月 21 日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(趣旨)

第 1 条 この規約は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業推進に伴う産学官ダイバーシティ推進協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づき、産学官ダイバーシティ推進協議会(以下「協議会」という。)に置く第三者評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業(以下「事業」という。)の事業計画の実施状況等の評価を行い、次の提言等を行う。

- (1) 3 年目には委員会による中間評価を行い、4 年目以降の代表機関及び共同実施機関内での実施方法、実施機関外への発信・普及のあり方に関する提言を示す。
- (2) 6 年目(実施期間終了半年前)には委員会によって終了時評価を行い、事業全体の成果とインパクト、持続性を確認し、事業実施後の在り方について提言をまとめる。

(組織)

第 3 条 委員会は、日本評価学会の学会員で構成し、学外の有識者若干人の委員をもって組織することで、第三者性と専門性を確保する。

- 2 委員は、協議会会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、その委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が事故等により不在の場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第 6 条 委員及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会で知り得た秘密及び個人情報等を正当な理由なく漏らしてはならない。委員にあつては、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会に関する事務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。